

卒後臨床研修医処遇一覧

R6.4.1 現在

No.	処遇項目	1年次	2年次
1	身分	常勤嘱託	左に同じ
2	研修時間	平日 8:30~17:10	〃
		休憩時間原則 12:05~13:00 の 55 分	
3	有給休暇	労働基準法の定めによる(内規 715 の取扱いを準用することとする) 研修 1 年目 13 日	研修 2 年目 14 日
4	休日	土・日・法律で定められた祝祭日、年末年始(12月29日から翌1月3日まで)、創立記念日	〃
5	基本給	常勤嘱託 月給 300,000 円	常勤嘱託 月給 350,000 円
6	土日祝日日勤・当直回数手当	原則月 4 回まで 1 回 20,000 円定額のみ。時間帯は当院規定による	左に同じ
7	時間外・土・日・祝日の時間数と手当	時間外・土・日・祝日を含め、原則月 80 時間を上限に当院の規定に従って支給する	〃
8	研修医室	外来棟 5 階	〃
9	当直室	外来棟 5 階	〃
10	扶養手当	なし	〃
11	賞与	1 ヶ月につき 100,000 円を職員支給日に支給する ※たすき掛け研修医については支給しない	〃
12	慰労金(連続 6 ヶ月以上のたすき掛け研修の場合に限る)	1 ヶ月 50,000 円	〃
13	通勤手当	あり	〃
14	保険の加入	健康保険、厚生年金保険、雇用保険	〃
15	院友会加入	院友会加入する。区分：嘱託臨時職員	〃
16	健康診断等の実施	年 2 回実施	〃

17	医師賠償責任保険の加入	病院で加入	〃
18	労働者災害賠償保険	加入	〃
19	宿舎と住居手当	家賃の 28,500 円/月を上限に家賃半額を病院負担、残りは個人負担、借り上げ社宅の敷金・礼金は全額病院負担（1 回に限る）	〃
20	学会・研究会の出席回数と経費の支給	支給限度額 15 万までの旅費支給（医師学会出張等取扱い内規による）	〃
21	院外研修	院外研修期間は同一施設 3 ヶ月以内とし、合計 9 ヶ月または 36 週までとする	〃
22	鳥取大学、他施設、協力病院との出向の取扱いと給与の方法、契約書の取扱い	協定書に従う	〃
23	禁止事項	アルバイト診療を禁止する	〃